

金剛すこネット総会開催

6月5日(金)、金剛中学校で本年度の「金剛すこやかネット」総会が行われました。各部長などの役員体制や本年度の活動計画を話し合いました。

平成27年度役員

- 会長 池本正樹 伏山台小学校PTA元会長
- 代表 菅野照枝 地域コーディネーター代表
- 副会長 高丸憲明 伏山台小学校PTA元会長
- 田川広史 金剛中学校PTA会長
- 山崎 誠 寺池台小学校PTA会長
- 辻井 太 伏山台小学校PTA会長
- 荒木康師 久野喜台小学校PTA会長
- 高野裕文 錦郡小学校PTA会長
- 伊藤知香 伏山台幼稚園PTA会長
- 問 辻村一彦 金剛中学校校長
- 川上真次 寺池台小学校校長
- 豊畑佳史 伏山台小学校校長
- 花岡康裕 久野喜台小学校校長
- 谷口省三 錦郡小学校校長
- 林 千香 伏山台幼稚園園長
- 事務局長 岡田直彦 金剛中学校教頭
- 事務局次長 浦邊健一 寺池台小学校教頭
- 阪上佐智子 伏山台小学校教頭

- 事務局員 笠松淳子 久野喜台小学校教頭
- 奥野恵一 錦郡小学校教頭
- 佐伯穂高 伏山台小学校首席
- 山本裕司 金剛中学校生徒指導主事
- 友寄三知子 寺池台小学校教諭
- 前畑恵美 伏山台小学校教諭
- 岡崎毅彦 久野喜台小学校教諭
- 本山きよ子 錦郡小学校教諭
- 小門知江子 伏山台幼稚園教諭
- 書記 笠原尚子 金剛中学校PTA
- 脇田里香 伏山台幼稚園PTA
- 計 牧内亜由美 伏山台小学校PTA
- 江澤麻里子 寺池台小学校PTA
- 会計監査 杉本聡子 金剛中学校PTA
- 四部会部長
 - 子育て支援部会 野村 恭子 主任児童委員
 - 文化部会 杉本 聡子 金剛PTA副会長
 - スポーツ部会 谷 正之 スポーツ推進委員
 - 広報部会 井上 利夫 青少年指導員

イベントのご案内

夏休み!今年も楽しい夏祭りが予定されています

- 伏山地区盆踊り大会
7/25(土) PM6:00~
(雨天7/26(日)順延)
伏山会館前伏山公園
- 須賀地区盆踊り大会
7/26(日) PM5:00~
(雨天7/27(月)順延)
須賀東町尼池児童遊園
- 中央グラウンド盆踊り大会
8/6(木)~8(土) 中央グラウンド

校区巡視活動

子育て支援部会では、子育てをしている保護者の皆様に応援すると共に地域の教育力活性化及び子どもたちの健全育成を目的として活動しています。

本年も上記各夏祭り会場、及び左記の通り夏休みの巡視を行いますので、ご協力をお願い致します。

夏休み中学校区巡視
7月17日(金) 19時から
金剛中学校区巡視



すこネット No.41

発行
平成27年7月20日
金剛中学校区
地域教育協議会
事務局=金剛中学校
TEL:29-1404
FAX:28-6827

御挨拶 金剛すこネット会長 池本正樹



今年度も会長を、させて頂くことになりました池本です。平素より「すこやかネット」の活動にご協力頂き誠にありがとうございます。

金剛すこネットの主な活動として地区の巡視各地区盆踊り巡視スポーツフェスタすこネットフェスタ・年賀状作りそして親子カップリングなど様々な活動をさせて頂いておりま

これらの行事を通して、地域・家庭・学校の3本柱が連携していければと考えています。地域の子どももすこやかに子どもと大人大人どうしが交流しあい、顔と名前が一致する人間関係地域になるのを楽しみにしています。

「すこやか」子どもは地域の宝物」を合言葉にがんばっていきたくて思っていますので、今後とさせていただきます。すこネットの活動にご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。



【家庭という学校】 金剛中学校校長 辻村一彦



保護者・地域の皆様、平素から金剛中学校区の各学校園の教育活動及び地域の取組に何かと尽力ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

子どもたちが待ちに待った夏休みに入ります。この夏休み中、子どもたちは元氣いっぱい過ごしていただきたいと思っております。

私は、夏休み中の家庭も一つの「学校」であると考えています。いわゆる小中学校とは学習方法などの違いがありますが、「子どもを教え、育てる」という点では同じだと考えています。「家庭」では先生役はお父さんでありお母さんです。

さらに、おじいちゃんやおばあちゃん、近所の大人、地域の方々などたくさんいます。学校では学べない知識や知恵をこの機会にぜひ獲得させてほしいと願っています。

そこで、いくつかの視点を紹介させていただきます。

すこネットフェスタ会計報告

昨年11月8日に開催されたすこネットフェスタの会計報告を致します。

なお、模擬店での燃料のプロパンガスは山本酒店様より、ガス器具等は、各種団体様他より無償の貸し出しをいただいております。併せて報告致します。

団体	適用	売上	経費	利益	
模擬店	金剛中学校PTA	焼きそば	57,500	35,028	22,472
	伏山台小学校PTA	ハッシュドポテト	33,124	19,068	14,056
	寺池台小学校PTA	フランクフルト	58,300	42,881	15,419
	久野喜台小学校PTA	タコせん	29,000	18,024	10,976
	伏山台小学校おやじの会	ふしやまやき	15,225	3,648	11,577
	広報部	菓子菓子販売	40,000	20,000	20,000
バザー	文化部(幼・小・中PTA)		26,320		26,320
	スポーツ部会	あてもの・風船	12,411	8,620	3,791
	金剛中学校科学部		1,480		1,480
	フリーマーケット出店料		6,000		6,000
	本部(経費、景品等)		0	30,688	▲30,688
	計		279,360	177,957	101,403

金剛すこネット構成団体

- P T A ・金剛中学校PTA・寺池台小学校PTA・伏山台小学校PTA・久野喜台小学校PTA・錦郡小学校PTA・伏山台幼稚園PTA
- 学 校 ・金剛中学校・寺池台小学校・伏山台小学校・久野喜台小学校・錦郡小学校
- 幼稚園/保育園 ・伏山台幼稚園・金剛幼稚園・大谷幼稚園・金剛保育園・葛城保育園
- 福祉組織 ・保護司・青少年指導員・民生委員児童委員・主任児童委員・スポーツ推進委員・寺池台校区福祉委員会
- 町会/自治会 ・伏山町会・聖ヶ丘町会・須賀東町会・須賀西町会・須賀台町会・寺池台一丁目自治会・寺池台二丁目自治会・寺池台三丁目自治会・寺池台五丁目自治会・金剛アーバンコンフォート自治会・ファミリー金剛・ヒルズ金剛中央自治会・金剛朝日ヶ丘自治会・ガーデンハウス金剛管理組合・グリーンハイツ自治会・金剛伏山台自治会・金剛団地自治会・ライオンズマンション自治会・金剛第二団地住宅管理組合・金剛第三住宅管理組合・久野喜台二丁目自治会
- 老人会 ・伏山老人クラブ・須賀西シニアクラブ・寺池台松寿会・久野喜台老人クラブ・老人クラブ明朗会・寺池台三丁目百寿会・金剛第二住宅老人クラブ・金剛第三住宅グリーンクラブ・寺池南老人会
- こども会 ・各地域町会子ども会
- N P O 法 人 ・ふらっとスペース金剛・ネットワークすこやか
- ボランティア団体 ・伏山おやじの会

すこネットフェスタ 参加者募集!

●うた、演奏、踊り、パフォーマンス他をしている団体

●バザー出店 ●運営協力ボランティア

本年度11月14日に予定している金剛中学校区のPTA・町会・団体で開催するイベント「すこネットフェスタ」は地域の子ども達と過ごす楽しい日です。多くの方のご参加を、お待ちしております。

くわしくは、金剛中学校教頭岡田まで☎(09)1404

すこやかネットとは



「すこやかネット」は小・中学校、幼稚園・保育所、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOの関係者など、地域の幅広い人々が構成員となり、学校と地域との橋渡しをします。中学校区単位に設置するのは、地域の乳幼児から中学生ぐらいまでのすべての子どもを対象と考えているからです。

地域教育活動の活性化

- 学校・家庭・地域の現状や課題、取り組みに関する情報収集
- 発信(教育)コミュニティ誌・紙の作成・発行
- 子どもや親子の体験活動の充実や子どもと地域活動への参画の促進
- 家庭教育への支援(子育て講演会の開催、子育てグループの育成等)
- 当面する課題や重要課題等の解決に向けた学習会や研修会の開催

学校教育活動への支援・協力

- 学校教育活動への支援(安全対策や職場体験などの体験学習への協力体制づくり、校外指導など児童生徒の非行防止への協力等)
- 地域の実情に応じてさまざまな取り組みが行われます。

6月1日より道路交通法が改正

自転車運転の取り締まりが厳しくなりました

6月1日から自転車にも、いわゆる“青切符”的な制度が導入されました。反則金レベルで済みますから、警察としてもどんどん摘発することになります。

では、自転車の場合どんな違反が“青切符”の対象となるのでしょうか。以下の14項目が対象です。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1.信号無視 | 8.交差点での右折車妨害等 |
| 2.通行禁止違反 | 9.環状交差点での安全進行義務違反等 |
| 3.歩行者専用道での徐行違反等 | 10.一時停止違反 |
| 4.通行区分違反 | 11.歩道での歩行者妨害 |
| 5.路側帯の歩行者妨害 | 12.ブレーキのない自転車運転 |
| 6.遮断機が下りた踏み切りへの進入 | 13.酒酔い運転 |
| 7.交差点での優先道路通行車妨害等 | 14.安全運転義務違反 |

2.一方通行路で「自転車は除く」という条件がついていない場合は、逆走してはならない
10.一時停止の標識（止まれ）では、一旦止まって足を地面につけなくてはならない

年齢14歳以上が対象

今回施行された制度は、危険な自転車運転者を取り、安全運転講習の受講を義務づける仕組みです。対象が自転車の運転者なので、自動車の運転免許証の有無は関係ありません。

受講命令の対象も**14歳以上**と定められています。なので未成年者も危険行為を行った場合、条件を満たせば講習の受講義務が生じるので、**通学などで自転車を利用されるお子さん**が、おられる方などは注意してください。

安全運転義務違反

特に14の安全運転義務違反という項目があるので、実際には現場で警察官が危険だと判断した場合には、どんな場面でも摘発されてしまう可能性があります。

例えば

- ・携帯電話やイヤホンで音楽を聞く、スマートホン操作しながらの運転等のいわゆる「ながら運転」
- ・夜、無灯火での走行
- ・道路等周囲に危険が生じる場所に**自転車を放置**すること
- ・雨の時、傘を差して**自転車に乗る**のはアウト。どうしても乗る場合は、レインコートを着用してください。
- ・**2台でおしゃべりしながら並走**するのもアウト。これも家族や友だち同士で、ついやってしまってますよね……

・**2人乗り**は、もちろん一発アウト。ただし、小さい子どもをお持ちの方で専用の椅子がついていればOK。前後に椅子をつけて3人乗りまでは道交法上認められているそうです（実際は危ないですね。子育て中のママはぜひお気をつけください）。

いかがでしょうか？
それがダメだなんて知らなかったという方が多いのではないのでしょうか？



違反が見つかったらどうなるの？

3か月以内の指定された期間内

自転車運転者講習を受講
受講時間3時間
受講手数料5,700円

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

違反が摘発されて“青切符”を切られたとしても、1回目の違反で即反則金納付ということにはなりません。**3年間のうち2回目の摘発**をされた場合に、警察が実施する「安全講習」を受講しなくては、ならなくなります（ここで**手数料の5,700円が徴収**されます。これが反則金と同じ位置付けになります）。費用はもちろん、講習は1回3時間で最後にテストまでであるというのですから、負担はかなり大きくなります。

この安全講習を受講しないと、事件扱いとなり、裁判所への呼び出しの上5万円以下の罰金が科されます。今でも自動車の青切符を払わずに無視していると、手錠をかけられて逮捕・連行されることもあります。さすがに子どもたちに手錠をかけるようなことは、ないと思いますが……。

自転車事故の加害者となるリスク

自転車の違反を厳しく取り締まることにした背景には、自転車の違反による事故が増えていることがあります。車による人身事故は年々減ってきているのですが、それに逆行して自転車の対歩行者の事故は大幅に増えています。（この10年間で1.5倍くらいになっています。特に子どもと高齢者が加害者となる事故が増えています）。重大な死亡事故につながったケースも多かったため、世論的に厳罰化を求める声が大きくなってきたこともあります。



小学校5年生の子どもが自転車で坂道を猛スピードで下って来て、お年寄りにぶつかって重い障害を負わせてしまい、**9,500万円の損害賠償**を言い渡された事件が記憶にある方もいると思います。

それ以外でも、数千万円程度の賠償が課せられたケースは少なくありません。（加害者が未成年の場合は、保護者に対して損害賠償請求が行きます）。

もちろん被害者となるリスクもあるわけですが、我が子が自転車事故の加害者には絶対にならないと言い切れる方がどのくらいいるでしょうか？ちょっとした悪ふざけや不注意により、取り返しのつかないことになってしまう可能性があるのです。

子どもが自転車に乗る以上、親としてはそのことのリスクは知っておくべきでしょう。その上で、きちんとした安全指導・教育を親が責任を持ってすべきだと思います（もちろん、自分の身を守ることも含めてですが……）。

裁判の判例でも、親が子どもにきちんと指導をしていたかどうかが争点になっているケースが多いようです。学校でも折に触れて安全指導等を行っているようですが、リアリティを持った**指導ができるのは親しかいません**。

自転車保険加入のすすめ

家族の誰かが自転車に乗るのであれば、ぜひ「自転車保険」に加入してください。年間の保険料が数千円で入れるものがほとんどですし、相手に対する賠償と共に自分の負った障害も補償されるものが多いです。

最近では、自動車保険や火災保険に年間数百円程度プラスすれば追加できる「個人賠償責任保険」も普及してきています。

大阪府の現状（2014年の府内の自転車事故による死者は34人）

2014年の府内の自転車事故による死者は34人。このうち信号無視が原因だったのは5人で、全国最多だったそうです。また今年1～4月で自転車絡み事故は府内で**4,060件**発生。このうち、**死亡事故は23件**に上りいずれも全国ワーストになっている。

これを受け3月25、26日の午前8～10時、府内全65署管内で**信号無視の緊急取り締まり**を実施。**男女87人**に、刑事処分の対象となる可能性もある**「赤切符」**を交付した。

また改正後の6月12日（金）午後6～8時の2時間、府下全域で自転車の夜間一斉取り締まり実施。警告にとどまったのは**702件**。今回、切符が交付されたのは、**合計36件**。以下は内訳▶信号無視26件▶遮断機降下中の踏切への立ち入り7件▶一時不停止2件▶通行禁止1件。

Twitterなどでも捕まったなどの報告が見られます。

- ▶「自転車に乗ってイヤホンで聴いてたら、また捕まった」
- ▶「両手放し運転で捕まった」
- ▶「自転車で信号待ちの間、携帯を操作していたら捕まった」
- ▶「スピードを出し過ぎて捕まった」

高校生がイヤホンをしながら走っているのは、当たり前になり、スマートホンを操作しながら走っている姿を見ることもよくあります。先日、複数の小学生が伏山台の大きな坂の車道の真ん中を自転車で下りながらゲーム

歩道を走ってはいけないの？

「必ずしも歩道を走ってはいけない、車道を走らなければいけないというわけではない」そうです。確かに、道路交通法第63条の4には「やむをえないとされる」時や、運転者が児童や幼児、高齢者であるとき、道路標識等で走行できると定められている時に限り、歩道を走行しても良いと記されています。

さすべえは？

さすべえにより歩行者に危険が及ぶ状態を作ると違反となります。

自転車の法律改正で傘さし禁止に、さすべえは、該当しますので基本禁止です。風が強い日は特に危険です。ご注意ください。

オートバイもご注意ください

6月のある日K交差点でバイクの割り込み違反検挙が行われていました。バイクの運転者が、よく行う渋滞列の横をすり抜けてきて先頭に回り込み、交差点の停止線の前へ出てしまう危険運転者が多数検挙されていたそうです。横をすり抜けることも危険な行為なので、お控えくださいとのことです。



さすべえ

機を操作しているのを見たときは、大きな声を上げてしまいました。

この機会に自転車運転のルールを、子ども達とよく話し合ってください。お願いします。 広報部